

議案第4号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(危険動物等取扱手当)</p> <p>第12条 危険動物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(危険動物等取扱手当)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 建設局に所属する職員のうち人事委員会規則で定めるものが、危険動物を移送する作業（生命又は身体に対する危険が予測されるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(4) 同左]</p> <p><u>(5)</u> 前項第4号に規定する作業 550円</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

危険動物等取扱手当の支給対象となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。